

（仮称）多摩市立小・中学校 教育環境の整備に関する基本方針 の策定について【骨子案】

～子どもたちと地域のための
新しい学校づくりを目指して～

多摩市教育委員会

0 目次

1 位置づけ

2 目的

- 1 子どもたちにとっての良好な教育環境を整備する
- 2 地域とともにある学校づくりを進め、地域全体での教育力の向上を図る
- 3 公共施設のマネジメント(学校と他の公共施設との集約化・複合化・共用化)を通じて、市民サービスの向上、公共施設の効果的・効率的な再配置を実現する

3 視点

教育的視点

- (1) 学校の小規模化に伴う教育課題の解決
- (2) 児童・生徒にとっての魅力ある育ちの場づくり
- (3) 学校における働き方改革の推進
- (4) 地域とともにある学校づくりの推進

全市的視点

- (5) 学校を核としたコミュニティ形成（防災を含む）
- (6) 公共施設のマネジメント（アセットマネジメント計画、立地適正化計画との整合）

4 方策

- (1) 学校再編（学校統合・通学区域の変更）
- (2) 特色ある学校の設置
- (3) 地域と学校との連携の強化
- (4) 学校と他の公共施設との集約化・複合化・共用化

5 スケジュール

1 位置づけ

第六次多摩市総合計画

- 政策A 子どもたちの成長をみんなで支え、ともに生きるまちの実現
- 政策C 地域で学び合い、活動し、交流しているまちの実現



第二次多摩市教育振興プラン【改訂版】

- 基本方針（5）地域とともに子どもたちを育む取り組みの推進
 - 基本施策4 児童・生徒の学びを支える環境づくり
 - (1) 地域とともにある学校づくりの推進
 - (2) 学校を支援する人材の発掘と育成
 - (5) 学校施設・設備の安全・安心な環境づくり
 - (6) 児童・生徒への適切な学習環境の整備



(仮称)多摩市立小・中学校 教育環境の整備に関する基本方針



アセットマネジメント計画

立地適正化計画

2 目的

- (1) 子どもたちにとっての**良好な教育環境を整備**する
- (2) **地域とともにある学校づくり**を進め、地域全体での教育力の向上を図る
- (3) **公共施設のマネジメント**(学校と他の公共施設との集約化・複合化・共用化)を通じて、市民サービスの向上、公共施設の効果的・効率的な再配置を実現する

3 視点

教育的視点

- (1) 学校の小規模化に伴う教育課題の解決
- (2) 児童・生徒にとっての魅力ある育ちの場づくり
- (3) 学校における働き方改革の推進
- (4) 地域とともにある学校づくりの推進

教育委員会

市長部局

教育的
視点

全市的
視点

全市的視点

- (5) 学校を核としたコミュニティ形成(防災を含む)
- (6) 公共施設のマネジメント
(アセットマネジメント計画、立地適正化計画との整合)

4 方策（4つの柱）

- (1) 学校再編（学校統合・通学区域の変更）
- (2) 特色ある学校の設置
- (3) 地域と学校との連携の強化
- (4) 学校と他の公共施設との集約化・複合化・共用化

【参考】 多摩市における学校統合の変遷

学校統合の変遷		平成6	平成8	平成9	平成11	平成12	平成20	平成21	平成23	平成28					
小学校	南永山小		平成8 瓜生小												
	西永山小														
	南諏訪小	平成6 諏訪小													
	中諏訪小														
	北永山小		平成8 永山小												
	東永山小														
	北落合小				平成11 東落合小										
	南落合小														
	竜ヶ峰小							平成21 多摩第二小							
	南豊ヶ丘小								平成23 貝取小						
	南貝取小														
	北豊ヶ丘小								平成23 豊ヶ丘小						
	北貝取小														
	東愛宕小									平成28 愛和小					
	西愛宕小									※平成26年に東愛宕小を廃止し、愛和小設置					
中学校	永山中		平成9 多摩永山中												
	西永山中														
	東落合中					平成12 落合中									
	西落合中														
	豊ヶ丘中						平成20 青陵中								
	貝取中														

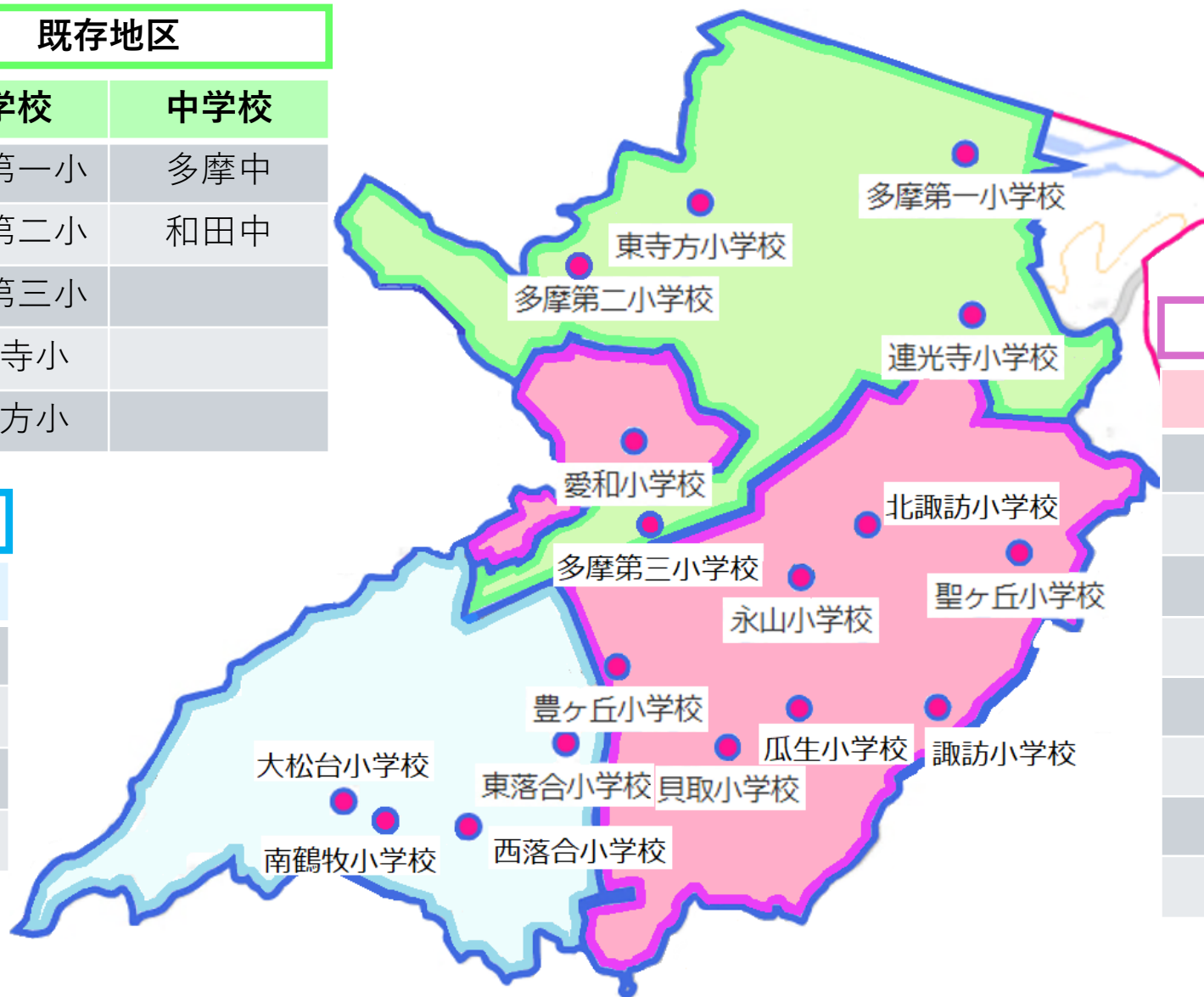
4 方策（1）学校再編（学校統合・通学区域の変更）

既存地区

小学校	中学校
多摩第一小	多摩中
多摩第二小	和田中
多摩第三小	
連光寺小	
東寺方小	

ニュータウン西地区

小学校	中学校
南鶴牧小	鶴牧中
西落合小	落合中
大松台小	
東落合小	



ニュータウン東地区

小学校	中学校
北諏訪小	東愛宕中
聖ヶ丘小	諏訪中
諏訪小	聖ヶ丘中
永山小	多摩永山中
瓜生小	青陵中
貝取小	
豊ヶ丘小	
愛和小	

4 方策（1）学校再編（学校統合・通学区域の変更）

学校規模区分別学校一覧

令和8年5月1日現在

小学校 学校規模区分 (国基準)		学校名	通常学級	
			学級数	児童数
小規模校	学級数 ~11	瓜生小	6	175
		貝取小	6	177
		豊ヶ丘小	7	175
標準規模校	学級数 12~18	聖ヶ丘小	12	262
		愛和小	12	291
		東落合小	12	306
		永山小	12	331
		大松台小	12	338
		連光寺小	12	351
		諏訪小	13	301
		西落合小	13	357
		多摩第二小	13	365
		多摩第三小	14	393
		北諏訪小	16	450
		東寺方小	18	526
		南鶴牧小	18	530
大規模校	学級数 19~	多摩第一小	19	610
小学校合計		17校	215	5,938

令和8年5月1日現在

中学校 学校規模区分 (多摩市独自基準)			学校名	通常学級	
				学級数	生徒数
小規模校	学級数 ~8		青陵中	6	214
			東愛宕中	7	199
			多摩永山中	7	232
標準規模校	学級数 9~12		聖ヶ丘中	9	303
			落合中	10	322
			多摩中	11	361
			諏訪中	11	367
			鶴牧中	11	384
			和田中	12	407
中学校合計			9校	84	2,789

※ 東愛宕中はチャレンジクラスを除く

既存地区

ニュータウン西地区

ニュータウン東地区

4 方策（1）学校再編（学校統合・通学区域の変更）

3地区別 学校規模比較表				⇒小規模校			⇒R8 推計上、将来小規模校となる学校				
										令和8年5月1日現在	
	既存地区			N T 西地区			N T 東地区			市内全体	
	学校名	児童・生徒数	学級数	学校名	児童・生徒数	学級数	学校名	児童・生徒数	学級数	児童・生徒数	学級数
小学校	多摩第一小	610	19	南鶴牧小	530	18	北諏訪小	450	16		
	東寺方小	526	18	西落合小	357	13	永山小	331	12		
	多摩第三小	393	14	大松台小	338	12	諏訪小	301	13		
	多摩第二小	365	13	東落合小	306	12	愛和小	291	12		
	連光寺小	351	12				聖ヶ丘小	262	12		
							貝取小	177	6		
							豊ヶ丘小	175	7		
							瓜生小	175	6		
小計	5 小	2,245	76	4 小	1,531	55	8 小	2,162	84	5,938	215
中学校	和田中	407	12	鶴牧中	384	11	諏訪中	367	11		
	多摩中	361	11	落合中	322	10	聖ヶ丘中	303	9		
							多摩永山中	232	7		
							青陵中	214	6		
							東愛宕中	199	7		
小計	2 中	768	23	2 中	706	21	5 中	1,315	40	2,789	84
合計	既存地区	3,013	99	N T 西地区	2,237	76	N T 東地区	3,477	124	8,727	299
小学校	平均	449.0	15.2	平均	382.8	13.8	平均	270.3	10.5	349.3	12.6
中学校	平均	384.0	11.5	平均	353.0	10.5	平均	263.0	8.0	309.9	9.3

【参考】

都内類似規模他市との学校規模比較（1校あたりの児童数・生徒数、学級数）

小学校 児童数が5,000～6,000人台の自治体で比較						中学校 生徒数が2,000人台の自治体で比較					
小学校	児童数	学校数	学級数	1校あたり 児童数	1校あたり 学級数	中学校	生徒数	学校数	学級数	1校あたり 生徒数	1校あたり 学級数
多摩市	6,127	17	218	360.41	12.82	青梅市	2,523	11	81	229.36	7.36
昭島市	5,442	13	191	418.61	14.69	多摩市	2,776	9	90	308.44	10.00
東村山市	6,599	15	233	439.93	15.53	東久留米市	2,477	7	79	353.85	11.28
稲城市	5,316	12	186	443.00	15.50	武蔵野市	2,482	7	72	354.57	10.28
東久留米市	5,503	12	192	458.58	16.00	稲城市	2,166	6	65	361.00	10.83
武蔵野市	6,401	12	216	533.41	18.00	昭島市	2,474	6	74	412.33	12.33
国分寺市	6,296	10	209	629.60	20.90	小金井市	2,267	6	74	453.40	13.00
小金井市	6,241	9	204	693.44	22.66	国分寺市	2,328	5	66	465.60	13.20

令和7年度 公立学校統計調査報告書

【参考】 小規模校の課題（「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」より）

■学級数が少ないことによる学校運営上の課題

- クラス替えができない、クラス同士で切磋琢磨する教育活動ができない
- 加配なしに、習熟度別指導などのクラスを超えた多様な指導形態がとりづらい
- クラブ活動、部活動の種類が限定される
- 集団活動の教育効果が下がる、集団学習の実施に制限が生じる
- 男女比の偏りが生じやすい、上級生・下級生間のコミュニケーションが少なくなる など

■教職員数が少ないことによる学校運営上の課題

- バランスのとれた教職員配置、指導の充実が困難となる
- 教育活動が人事異動に過度に左右される、学校経営が不安定になる
- 児童・生徒の多面的な評価が難しくなる
- 多様な指導方法をとることが難しくなる
- 校務負担や行事に関わる教員一人当たりの負担が重くなる など

多摩市における小・中学校の適正規模・適正配置の基準（案）

■適正規模の基準（学校教育法施行規則 第41条 ほか）

- 小・中学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。
- ただし、地域の実態その他により特別の事情があるときは、この限りでない。



- 多摩市としても、適正規模の基準は、原則として12学級以上18学級以下（各学年2学級～3学級）とする。
- ただし、中学校については12学級以上の学校が1校しか存在しないため、9学級以上12学級以下（各学年3学級以上）を適正規模の基準とする。

多摩市における小・中学校の適正規模・適正配置の基準（案）

■適正配置の基準（義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令第4条第1項第2号）

○通学距離は、小学校はおおむね4km以内、中学校はおおむね6km以内を基準とする。



●多摩市において、この基準を超える小・中学校は存在しない。

「条件付き学校希望制」における調整区域(隣接校への就学希望可)の設定

○指定校までの通学距離・時間が一定以上となる区域

小学校 おおむね1.5km以上(直線半径1km以上)・30分以上

中学校 おおむね2km以上(直線半径1.5km以上)・30分以上

●上記の基準を超えない範囲を適正配置の基準とする。学校再編により、上記の基準を超える区域が発生する場合は、調整区域、特例地区の設定を検討する。

4 方策（2）特色ある学校の設置

今後実施していく予定の学校再編によって、学校跡地が生じた場合には、これを活用して特色ある学校を設置することを検討する。

① 学びの多様化学校

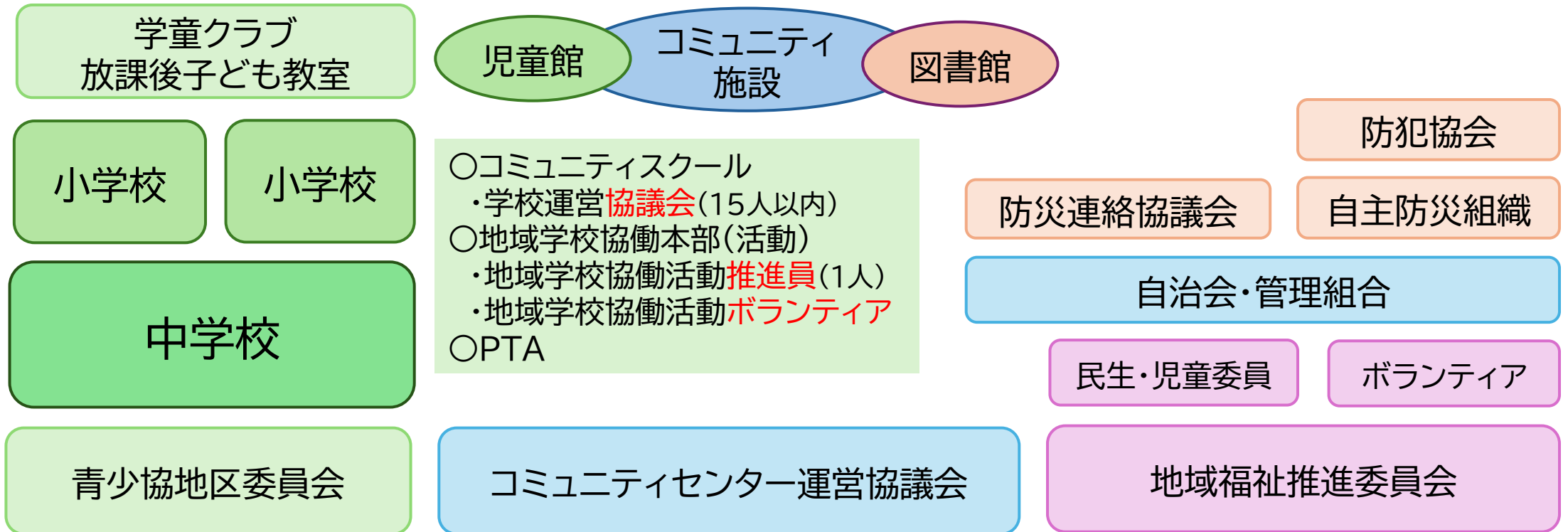
⇒令和9年度に諏訪複合教育施設内に諏訪中の分教室として開設

② 小中一貫校

③ 小規模特例校 など

4 方策（3）地域と学校との連携の強化

地域とともにある学校 ⇒ 地域の拠点・核(コミュニティ施設・小・中学校)を中心に、
地域の多様な主体の横断的なつながりの場づくり



地域(小・中学区＝コミュニティエリア)の中で活動する多様な主体が分野横断的につながり合える場

4 方策（4）学校と他の公共施設との集約化・複合化・共用化

アセットマネジメント計画（公共施設のミライ編） ⇒ 策定中、今年度中に決定予定

方針

持続可能な行財政運営を前提とし、
将来のニーズを見据えた公共サービス及び機能を展開

手法

- 場のシェア 多様な主体が、多様な目的・分野・用途に使える公共施設への転換を進め、**公共施設という「場」をシェア**
- 民間活力の活用
- 再編・再整備 **地域の核となる施設に機能を集約化・複合化**
複数の機能を一体的に提供することで、拠点施設としての役割を強化
- 財源確保

将来像

暮らしを豊かに 楽しく 持続可能にする
みんなでシェアするまちづくり

4 方策（4）学校と他の公共施設との集約化・複合化・共用化

学校施設の集約化・複合化・共用化の考え方

学校に、複数の機能を集約することで、複合的な役割を持たせ、
学校エリアの一部も共用(シェア)できるようにする



校舎の建替に合わせて、
他の公共施設との集約化、複合化、共用化の可否を検討する

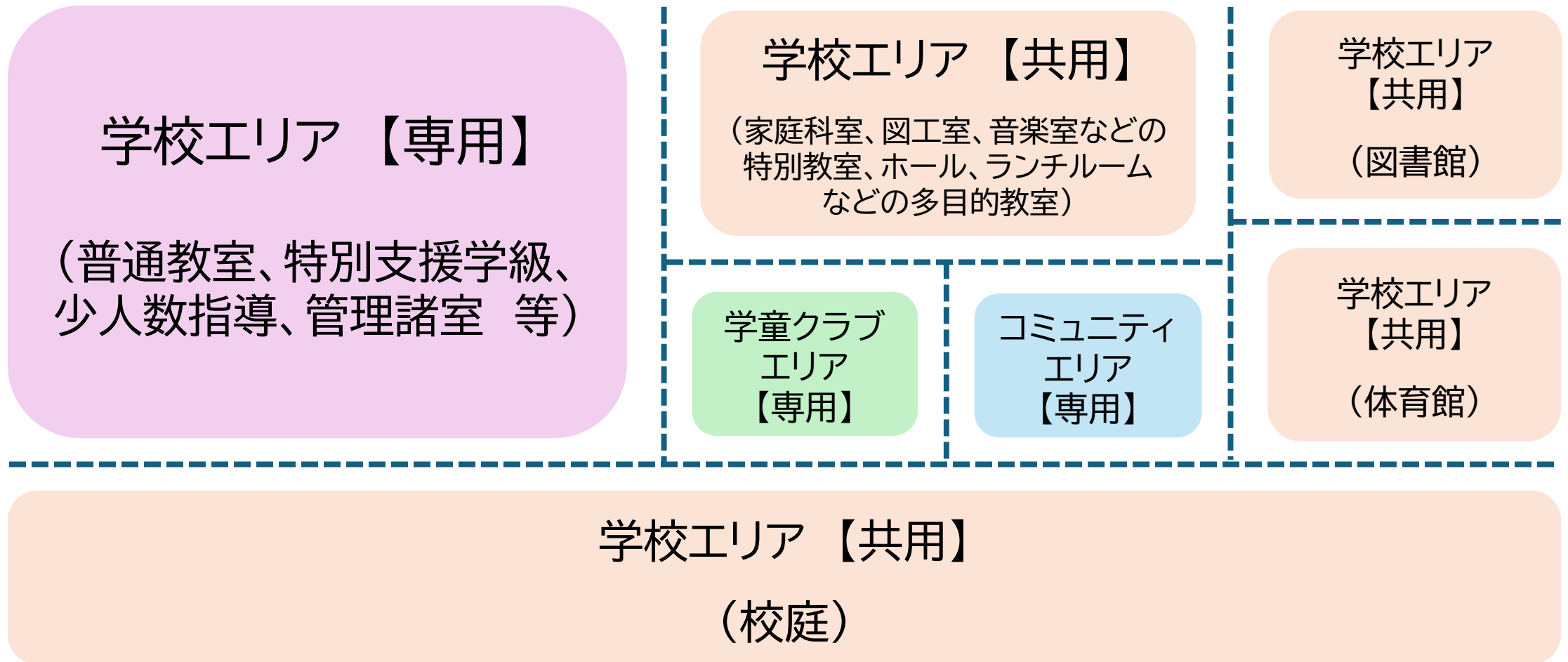


学校を、子どもから大人までの多世代の市民が利用する
「地域コミュニティの拠点」にする

4 方策（4）学校と他の公共施設との集約化・複合化・共用化

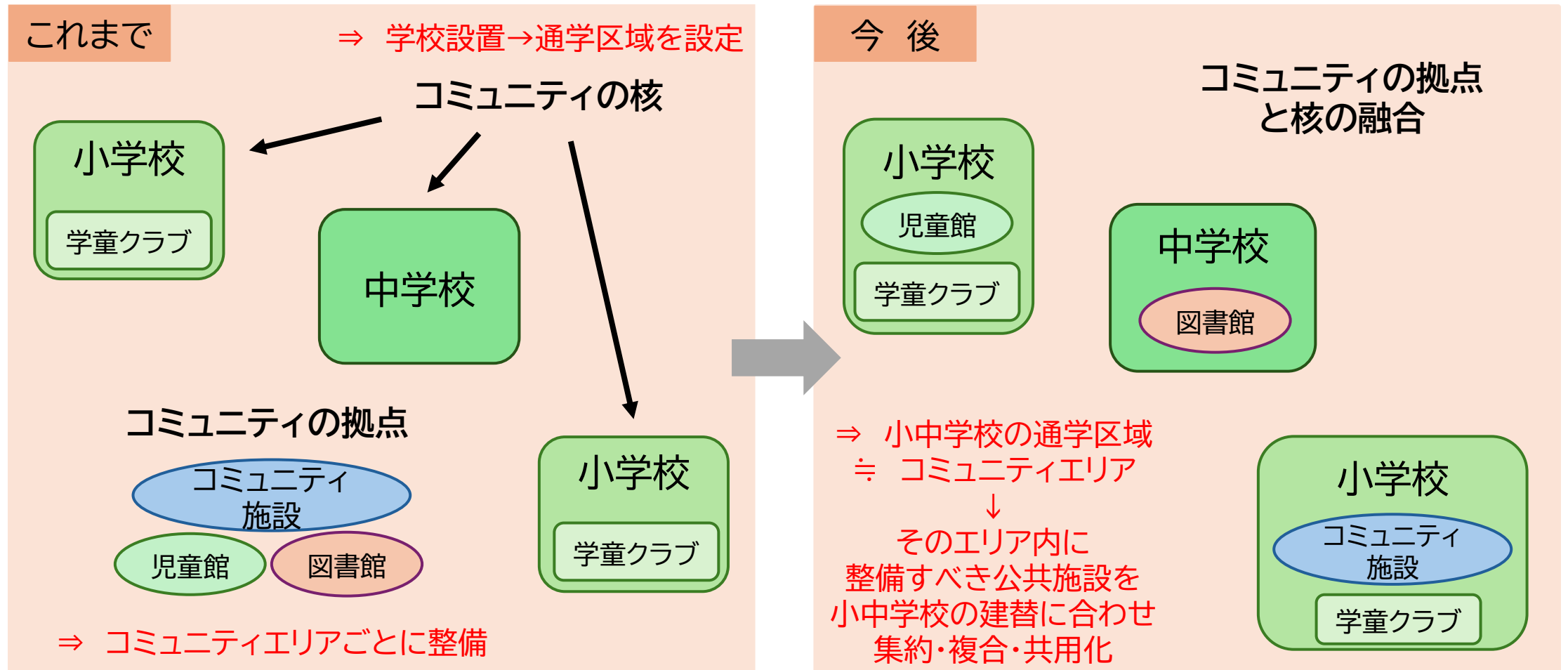
これからの学校施設のイメージ（専用エリアと共用エリアを明確化し、他機能とのシェアを図る）

⇒学校エリアでも、授業で使用しない時間帯は、コミュニティ・学童等が利用できるよう、管理区分を分ける



4 方策（4）学校と他の公共施設との集約化・複合化・共用化

地域コミュニティの「拠点」と「核」 ⇒ 校舎建替を機に小中学校への集約化を検討



5 策定スケジュール (令和8年度 基本方針 ⇒ 令和9年度 基本計画)

	令和8年度(2026)	令和9年度(2027)
	4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3	4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3
基本方針・ 基本計画	教育委員会 【基本方針】 協議 素案 原案決定	【基本計画】 協議 素案 原案決定
	行革本部 協議	協議
	保護者・地域 パブコメ	説明会・パブコメ
	議会(子ども教育) ● 報告 ● 報告 ● 報告	● 報告 ● 報告 ● 報告
学校再編(学 校統合・通学 区域の変更)		
特色ある 学校の設置		
地域と学校との 連携の強化		
学校と他の公共 施設との集化・ 複合化・共用化		

5 策定スケジュール（基本方針<素案>決定まで）

令和8年度(2026)							
	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
教育委員会		25日 協議会	18日 定例会 (協議①)	27日 定例会 (協議②)	24日 定例会 (協議③)	13日 定例会 (協議④)	24日 定例会 (素案決定)
行革本部		27日 協議①			21日 協議②	16日 協議③	
総合教育会議			9日 報告				
議会(子ども教育)					中旬 協議会報告		
校長会					意見聴取		